

(付表1)

県有財産賃貸借契約書(案)

長野県知事 阿部守一(以下「貸貸人」という。)と〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「賃借人」という。)は、次の条項により、県有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

- 第1条** 貸貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は別添の「長野県庁広告マット設置要綱」、「長野県庁広告マット設置要領」及び「仕様書」に基づき契約を履行しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	財産の名称	貸付箇所	規格
長野市大字南長野字幅下 692 - 2	県庁舎本館	県庁舎本館 1階東側入口	縦150cm×横240cm

(指定用途等)

- 第3条** 賃借人は、賃貸借物件を直接、広告マット設置のために供しなければならない。
- 2 広告主及び広告枠に掲載することができる広告は、本契約に係る広告マット設置事業者募集要領及び県庁舎広告掲載要領に定める基準(以下「掲載基準」という。)を満たすものでなければならない。
- 3 賃借人は、県庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。
- 4 賃借人は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(賃貸借料の額)

- 第5条** 賃貸借料は、年額金 〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)とする。
- 2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、日割計算により算定した額とする。

(契約保証金)

- 第6条** 契約保証金は 〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。
- 2 賃借人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として貸貸人に納付するものとする。

(賃貸借料の支払)

第7条 賃借人は、賃貸人の発行する納入通知書により、賃貸人の指定する期日までに、その年度に属する賃貸借料を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人は、徴収した賃借料を還付しないものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由がないと賃貸人が認めるときは、この限りではない。

(遅延損害金)

第8条 賃借人は、前条に定める納入期限までに、賃貸借料を支払わないときは、遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定による遅延損害金を、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年3月30日条例第12号）に準じて徴収するものとする。

(費用負担)

第9条 本契約締結、広告マットの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第22条第1項第3号の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第10条 賃借人は、この契約締結後、物件に数量の不足その他契約の目的に適合しないことを発見しても、賃貸人に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 賃借人は、物件が、その責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、当該滅失又は損傷した部分につき、賃貸人の認める金額の減免を請求することができる。

(広告マットの設置)

第11条 賃借人は、第4条に定める賃貸借期間の初日に広告マットを設置するものとする。

(委託等の禁止)

第12条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで本契約に基づく広告マットの設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

2 賃借人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、賃貸人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではない。

(使用上の制限)

第13条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(広告マットの維持管理)

第14条 賃借人は、設置する広告マットの交換及び洗浄などの維持管理を行わなければならない。

2 賃借人は、洗浄時における交換用として設置場所1箇所あたり最低2枚を作成し、交換及び洗浄を毎月2回行う。

(広告マットの盗難又は損傷)

第15条 賃貸人は、設置された広告マットの盗難又は損傷について、賃貸人の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(被害の補償義務)

第16条 賃借人は、賃借人の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(実地調査等)

第17条 賃貸人は、賃貸借期間中、必要に応じて賃借人に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、賃借人は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として賃貸人に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が賃借人の責に帰することができないものであると賃貸人が認めるときは、この限りではない。

(1) 第3条に定める義務に違反したとき(本条第2号に該当するときは除く)又は第17条に定める義務に違反して賃貸人の実地調査を拒み若しくは妨げたとき 賃貸借期間の賃貸借料総額の1割に相当する金額

(2) 第3条に定める義務に違反した場合で、賃貸人が特に悪質と認めるとき又は第12条に定める義務に違反したとき 賃貸借期間の賃貸借料総額の3割に相当する金額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第25条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(広告マットデザインの作成及び提出)

第19条 広告マットのデザインは、賃借人が作成するものとする。

2 広告マットデザインの作成に要する経費は、賃借人が負担するものとする。

3 賃借人は、広告マットの設置を開始しようとする日(以下「設置開始日」という。)の7日前までに、当該デザインを賃貸人に提出しなければならない。

(広告主及びデザイン内容の審査)

第20条 前条第3項の規定によりデザインが提出されたときは、賃貸人は、当該デザインに係る広告主及びデザイン内容を審査する。

2 前項の審査の結果、デザイン内容が基準を満たしていないときその他デザイン内容が不適当なときは、賃貸人は賃借人に対し、デザイン内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、賃借人は、賃貸人が指定する日までにデザイン内容を補正しなければならない。この場合において、指示の内容がデザインの補正であるときは、賃借人は、賃貸人が指定する日までに補正後のデザインを提出しなければならない。

4 前項の規定による補正後のデザイン内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(設置後のデザインの変更)

第21条 既に設置された広告マットのデザインの変更は、第19条および第20条の規定を準用する。

(契約の解除)

第22条 次の各号の一に該当するときは、賃貸人は、本契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 賃借人が、本契約に係る広告マット設置事業者募集要領に定める応募資格要件（以下「応募資格要件」という。）について偽って応募したことが明らかになったとき又は、応募資格要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 賃貸人において、公用、公共用、公益事業又は賃貸人の企業の用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。
 - (4) 賃借人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から賃貸人が受けたとき。
- 2 前項に掲げる場合のほか、この契約に関して賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人はこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 賃借人（賃借人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(広告マットの撤去)

第23条 賃貸借期間が終了したとき及び前条の規定に基づき賃貸人が契約を解除したときは、賃借人は、賃貸人の指定する期日までに、設置した広告マットを撤去しなければならない。

(原状回復義務)

第24条 次の各号の一に該当するときは、賃借人は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

- (1) 賃借人の責に帰する事由により賃貸借物件を滅失又は損傷した場合で、賃貸人が原状回復を要求するとき。
- (2) 前条の規定により広告マットを撤去するとき。

(損害賠償)

第25条 賃借人は、その責に帰する事由により賃貸借物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該賃貸借物件の損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。ただし、前条の規定により当該賃貸借物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、賃借人は、本契約に定める義務を履行しないため賃貸人に

損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸貸人に支払わなければならない。

3 貸貸人が第22条第1項第3号の規定により本契約を解除した場合において、賃借人に損害が生じたときは、賃借人は、貸貸人に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 賃借人は、貸貸借期間が満了したとき、本契約を解除したときにおいて、賃借人が貸貸借物件に投じた有益費、必要費、その他の費用があっても、これを貸貸人に請求しないものとする。

(契約の費用)

第27条 この契約に要する費用は、賃借人の負担とする。

(暴力団員又は暴力団関係者からの不当介入を受けた場合における措置義務)

第28条 賃借人は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所轄の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を貸貸人に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第29条 本契約に関し疑義のあるときは、貸貸人、賃借人協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第30条 本契約に関する訴訟は、県庁舎所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

貸貸人 長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県知事 阿部守一 印

賃借人 ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○ ○○○○○○○○ 印

(附表2)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事
阿部 守一 様

広告主

住 所

法人名

代表者職・氏名

印

令和7年 月 日付けで長野県と〇〇〇〇〇〇〇〇との間で締結した県有財産賃貸借契約書第3条第2項に規定する掲載基準を満たす者であることを誓約します。

また、誓約の内容に疑義があると県が認めたときは、必要な書類を提出します。